

長与町モビリティ人材育成事業 業務委託仕様書

1. 事業名称

長与町モビリティ人材育成事業

2. 事業の目的

長与町では、地域の移動手段は自家用車が中心である一方で、主に長崎市への通勤・通学での利用を中心としたバスやJR路線が存在し、タクシーも利用可能で、一定の公共交通機関は整備されているものの、高齢者を中心に移動手段の課題が指摘されている。特に、免許返納後のバス利用は乗り換えやダイヤの制約があり不便で、タクシーは経済的負担が大きいため、高齢者の日中の町内移動の支援（買い物・通院・交流の場への移動）が求められている。対応策として、道路運送法上の許可・登録を要しない「地域の事業者や住民が主体となる移動支援の仕組み」をモデル的に立ち上げ、課題を整理した上で他地域へ展開する計画である。

しかし、自治体職員や地域の事業者、住民などの関係者は、道路運送法などの関係法令、移動支援の実例、地域の移動ニーズの調査手法に関する知識が不足しており、「地域の事業者や住民が主体となる移動支援」を立ち上げるためのスキルの習得が喫緊の課題となっている。本事業では自治体職員や地域住民を対象に地域公共交通の現状と課題への理解を深め、地域の事業者や住民が主体となる移動支援を立ち上げ・運用することができる人材の育成を目的とする。

また、長与町に接する時津町においても、高齢者を中心とした移動支援の取り組みに関する知見の獲得を希望する声が地域住民から寄せられているなど、長与町と共通した課題が存在している。このことから、本事業は長与町に留まらず、時津町の自治体職員や地域住民も対象に含め、より広域的な地域での人材育成に繋げていくものである。

なお、本事業は国土交通省の「令和7年度「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト」のうち「モビリティ人材育成事業」の補助金（地域公共交通確保維持改善事業補助金）の採択を受けて実施する事業である。

3. 委託期間

契約締結の日から令和8年2月27日（金）まで

※業務期間を令和8年1月30日（金）までとし、令和8年2月27日（金）までに町から受託者への委託料の支払いを完了する

4. 業務内容

(1) 勉強会、ワークショップなどの企画・運営

自治体職員（社会福祉協議会など関連団体職員含む）や地域住民（自治会、地域コミュニティ組織の役員、町民など）が、自らが当事者であるという意識に基づき、地域における持続可能な地域交通の在り方を考え、実際に地域における移動支援のモデル事業の立ち上げに向けた取り組みを進める機運を醸成するプログラムの提案及び構成の企画、運営を行う。なお、実施にあたっては長与町と協議の上、内容を決定すること。

〈提案にあたっての留意事項〉

※プログラム内容は、3つの形式（勉強会、ワークショップ、フィールドワーク）を想定している。それぞれのプログラムを実施することで、参加者が移動支援の立ち上げに向けて段階的に学んでいくような企画・運営とすること。各プログラムの開催形式は対面を基本とする。

※勉強会、フィールドワーク、ワークショップの具体的な内容を下記の構成案に基づき提案すること。

※構成案に記載の各コンテンツの受講時間や回数はあくまで例示である。本事業の目的やスケジュールなどを踏まえ、より効果的な実施方法が考えられる場合は、その方法によって見込まれる効果を示したうえで提案を行うこと。

※フィールドワークの実施場所について、本事業の趣旨・目的を踏まえて提案を行うこと。提案にあたっては、その場所（事例）を選定した理由や見込まれる効果を示すこと。

（構成案）

コンテンツ	定員	受講時間	到達目標
勉強会	50名程	90分 ×2回	地域公共交通の現状や課題の理解、課題解決の手段の一つとしての「地域の事業者や住民が主体となる移動支援」の実例、基本的な関係法令（道路運送法等）や移動支援の立ち上げや運用に関する知識を得るとともに、参加者がそれぞれの役割に応じて地域における移動支援の当事者であるという認識を深め、支援の立ち上げに向けた機運を醸成する
ワークショップ	40名程	120分 ×3回	参加者が地域における移動支援の立ち上げをゴールと想定し、支援の立ち上げや持続可能な運用に必要な課題の整理、課題解決に向けた方策の検討を行う また、併せて住民主体の取組みを推進するための多様な主体との連携力やコミュニケーション能力を身につける
フィールドワーク	20名程	半日 ×2回	ワークショップにおける「移動支援の立ち上げや持続可能な運用の検討」を補完するものとして、近隣地域における移動支援の実例を視察する 支援の実例から得られた知見を踏まえ、移動支援を立ち上げる

（2）各プログラムの実施

- ・各プログラムに実施に必要な講師及びファシリテーター等の調整・手配、資料等の制作、必要な設

- 備・機材・スタッフの確保・手配等を行う。
- 各プログラムの実施に必要となる講師及びファシリテーターは受託者または受託者が選定する者とする。いずれの場合でも本業務の趣旨・目的を踏まえ選定・提案し、事前に長与町と協議をした上で確定する。

〈提案にあたっての留意事項〉

※講師及びファシリテーターについて、受託者または受託者が選定する者のいずれを提案する場合でも、選定した理由や見込まれる効果を示すこと。

(3) 広報の企画・提案・実施

できるだけ多くの方に勉強会に参加していただき、それ以降のワークショップにも参加してもらえるよう、参加者を獲得するための効果的な広報を企画・提案・実施する。

〈提案にあたっての留意事項〉

※広報手段等について、選定した理由や見込まれる効果を示すこと。

5. 業務実施体制・実施要件等

(1) 業務実施体制

受託者は、本業務の遂行に必要な人員を配置し、実施体制を整える。

- (ア) 勉強会、ワークショップなどの企画・運営に加え、連絡調整、個人情報の管理、危機管理等の対応など、業務全体で必要となる人員配置・役割分担を示すこと。
- (イ) 受託者は、本業務を統括し、長与町との連絡調整・情報共有、業務全体の進捗・課題管理、個人情報の管理、危機管理対応を行う業務責任者を設置すること。

(2) 実施要件

- ①契約後速やかに、長与町、受託者によるキックオフミーティングを開催し、実施計画書をもとに体制、スケジュール、役割分担などについて、長与町へ提示・説明を行うこと。
- ②ミーティングの実施調整、進行及び議事録作成は受託者側で実施すること。
- ③業務完了までの進捗管理、工程管理を行い、長与町へ隨時、報告を行うこと。

6. 成果品

本業務の成果報告書として、業務の準備段階から各プログラム実施内容、実施結果など一連のプロセスを記録した資料を作成すること。成果報告書は以下のとおり紙媒体及び電子データで作成すること。

- (1) 紙媒体 1部 (A4版、ファイル綴じ)
- (2) 電子データ 1式 (ワード・エクセル等加工できるデータ及び PDF データ)

また、本業務は国の補助金を活用するにあたり、原則として2カ月に1回程度または随時、国に対して事業の進捗状況の報告を行う必要があるため、これらの進捗状況の報告についても、定期的または不

定期な報告を求める。

7. 成果品の帰属

本業務における成果品は全て長与町に帰属するものであり、長与町の許可なく複写、複製又は第三者に提供してはならない。

8. 委託料業務の一括再委託の禁止

受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることは出来ない。

ただし、本業務を効率的に行う上で必要と認めるときは、長与町と協議の上、その一部を委託することができる。

9. 秘密の保持

本業務の履行に関して知り得た情報を他に利用、開示してはならない。また、個人情報の取り扱いについては、長与町個人情報保護法施行条例ほか関係法令や町が別に定める個人情報取扱特記事項を遵守するとともに、データの秘密保持について万全の管理を行う。

10. その他の事項

- (1) 受託者は、本業務の履行にあたり、長与町及び本事業に参画する各主体と連携を密にし、十分協議を行うものとする。
- (2) 受託者は、本業務を行うにあたり、十分な知識、理解及び経験のある従事者を確保し、本業務に関わる者の人事管理について一切の責任を負うものとする。
- (3) 受託者は、本業務の履行に際し、第三者が著作権を有するものを使用し、かつ、問題が生じるときは、長与町に不利益が生じないように受託者の責任において、これを処理するものとする。
- (4) 本業務は、国の補助金（地域公共交通確保維持改善事業補助金）を活用した事業であることから、補助申請に関する必要書類の作成や手続きを支援するものとする。また、業務に必要な費用については、補助金の補助対象経費となるよう積算を行うこと。
- (5) 受託者は、委託料の対象となる経費の支出状況等が分かる帳簿等を整備するものとし、本業務を完了し、又は中止し、若しくは廃止した日の属する年度の終了後5年間これを保存しなければならない。
- (6) 長与町は、本業務の処理状況について隨時調査し、必要な報告を求め、監査することができる。また、本業務の実施について必要な事項に係る指示をすることができる。
- (7) この仕様書に定めのない事項が生じた場合については、双方協議の上実施する。